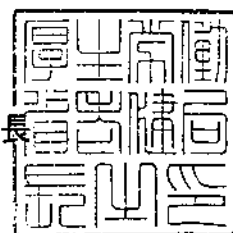


老 発 第 2 3 8 号
平成13年6月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



認定調査員等研修事業の実施について

要介護認定の適切な実施の重要性に鑑み、認定調査員、介護認定審査会委員、及び主治医に対して研修を実施し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施に資するため、今般、別添のとおり「認定調査員研修実施要綱」（別添1）、「介護認定審査会委員研修実施要綱」（別添2）及び「主治医研修実施要綱」（別添3）を定めたので、本事業の円滑な実施について十分配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、「認定調査員等研修事業の実施について」（平成12年6月12日老発第521号厚生省老人保健福祉局長通知）は廃止する。

認定調査員研修実施要綱

1. 目的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得・向上させることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県とする。ただし、その内容等が都道府県が直接に実施する研修と同等であると判断されるものについて、市町村等に実施を委託することは可能とする。

3. 対象者

新規に認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定される者並びに既に認定調査に従事している者であって都道府県が必要と認めた者。

4. 研修内容及び研修方法

新規に認定調査に従事する者については、(1)～(3)のすべてについて研修（以下、「新規研修」という。）を実施する。

既に認定調査に従事している者については、(3)を含む必要な項目について研修（以下、「現任研修」という。）を実施する。

なお、新規研修と現任研修の共通部分について、同時に実施することはさしつかえない。

(1) 要介護認定等に関する基本的な考え方

要介護認定等に関する手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の基本的な考え方、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定の基本的考え方、二次判定の方法とその基本的考え方等について講義方式によって実施する。

(2) 認定調査の実施方法

認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法、個別項目に関する定義、調査方法、調査上の留意点及び選択肢の判断基準、認定調査票の記入方法等について講義方式によって実施する。

(3) 事例検討

以下の事項等について検討会方式により実施する。

- ・調査結果を記載する際に判断に迷った場合の記載の仕方
- ・特記事項の適切・不適切な記載の仕方
- ・同一の高齢者について複数の調査員が実施した調査結果の比較

5. 研修実施上の留意点

(1) 講師

都道府県職員その他認定調査に関する知識・経験を有すると都道府県が認めた者。

(2) 研修課程標準時間目安

①新規研修

合計4時間以上を目安とする。

②現任研修

合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催することが望ましい。

(3) 修了

本研修の新規研修又は現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

(4) 研修修了者

都道府県知事は、新規研修及び現任研修の別に修了者について、名簿を作成する。

6. 経費の補助

本事業実施要綱により実施する事業については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

介護認定審査会委員研修実施要綱

1. 目的

介護認定審査会委員が要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得・向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

都道府県とする。ただし、その内容等が都道府県が直接に実施する研修と同等であると判断されるものについて、市町村等に実施を委託することは可能とする。

3. 対象者

(1) 介護認定審査会運営研修

介護認定審査会（合議体を含む。以下同じ。）の長及びそれに準ずる者。

(2) 介護認定審査会委員等研修

介護認定審査会委員及び介護認定審査会委員に委嘱されることが予定される者。

4. 研修内容及び研修方法

(1) 介護認定審査会運営研修

介護認定審査会における審査判定の適正な実施のために以下の事項に関する研修を検討会方式によって実施する。

① 判断困難事例の検証

都道府県内の介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例について検証を行う。

② 審査判定事例の検討

①の事例やその他介護認定審査会における審査判定の際に参考となる事例について検討を行う。

③ 都道府県内情勢の分析

認定支援ネットワーク等を通じて得られる都道府県内の要介護認定

等実施状況について、特定の地域において偏った認定結果となっていないか等の分析を行う。

(2) 介護認定審査会委員等研修

新規に介護認定審査会委員に就任（予定を含む。以下同じ。）する者に対して、①～⑤について研修（以下、「新規研修」という。）を実施する。

過去に研修を受講している者に対しては、必要に応じて研修（以下、「現任研修」という。）を実施する。

なお、新規研修と現任研修の共通部分については、同時に実施することはさしつかえない。

①要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢

社会保障制度、介護保険法、要介護認定等の理論等の要介護認定関係制度論や、前記内容を踏まえた委員としての基本的な考え方等について講義方式によって実施する。

②要介護認定等基準の考え方

要介護認定等手続きの一連の流れ、要介護認定等基準の概念、要介護認定等基準時間の設定方法、一次判定及び二次判定の役割等について講義方式によって実施する。

③介護認定審査会の手順

介護認定審査会に関する全体的な留意事項、個別の審査・判定方法等について講義方式によって実施する。

④事例検討

審査判定における留意事項等の周知を図るために、(1)②で検討された事例等について検討会方式によって実施する。

⑤その他

上記の他、必要な事項、留意すべき事項等について講義方式により実施する。

5. 研修実施上の留意点

(1) 介護認定審査会運営研修

①研修課程標準時間目安

合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催することが望ましい。

②研修対象者の登録

都道府県知事は、本研修の受講者について、名簿を作成する。

(2) 介護認定審査会委員等研修

①講師

都道府県職員その他講義内容について十分な知識及び経験を有すると都道府県が認めた者。

②研修課程標準時間目安

i) 新規研修

合計3時間以上を目安とする。

ii) 現任研修

合計時間は特に定めず、必要に応じ、定期的に開催することが望ましい。

③研修の修了

本研修の新規研修又は現任研修のそれぞれの全課程を受講した者を本研修の修了者とする。

④研修修了者

都道府県知事は、新規研修及び現任研修の別に修了者について、名簿を作成する。

6. 経費の補助

本事業実施要綱により実施する事業については、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。

主治医研修実施要綱

1. 目的

要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、主治医意見書の記載方法等について研修を実施し、適切な要介護認定等の実施に資することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は都道府県とする。ただし、その内容等が都道府県が直接に実施する研修と同等であると判断されるものについて、市町村又は公的団体等に実施を委託することは可能とする。

3. 対象者

主治医意見書を記載する（予定を含む。）医師。複数回の受講を妨げない。

4. 実施方法及び研修課程

講義方式によって実施し、必要に応じて演習を組み合わせる。

研修の内容は（１）～（５）を必須とし、その他、必要に応じて（６）～（８）を行うことができる。

- （１）介護保険制度における主治医の役割
- （２）要介護認定等の仕組みと基準
- （３）介護認定審査会における審査判定の方法
- （４）主治医意見書の具体的な記載方法
- （５）特定疾病の診断
- （６）実際の主治医意見書記載例に関する事例検討
- （７）介護保険制度及び高齢者等に対する一般施策として利用できるサービスの概要
- （８）その他都道府県が主治医意見書記載にあたって必要と認める事項

5. 研修実施上の留意点

(1) 事業委託

本事業については、主治医意見書記載についての研修を実施する体制、能力のある市町村又は公的団体等に委託することができる。

また、地域における関係団体と十分に調整を図る必要がある。

(2) 研修時間

合計3時間以上を目安とする。

(3) 講師

都道府県職員その他高齢者医療及び介護保険制度全般に関する学識を有すると都道府県が認めた者。

(4) 教材

「主治医意見書記入の手引き」(平成11年7月26日老企第21号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の内容を含むもので、都道府県が適当と認めるもの。

なお、研修教材として主治医意見書の記載例を用いる場合には、個人情報の保護に特に留意すること。

(5) 研修受講者

都道府県知事は、本研修受講者について、名簿を作成する。

6. 経費の補助

本事業実施要綱により実施する事業について、別に定めるところにより国庫補助を行うものとする。